

住民税非課税世帯物価高騰対策給付金 [7万円]のご案内

物価高による厳しい状況にある低所得世帯を引き続き支援するため、住民税非課税世帯物価高騰対策給付金を支給しています。

給付要件確認書の提出をお忘れではありませんか？

令和6年1月15日に対象世帯へ「住民税非課税世帯物価高騰対策給付金給付要件確認書」を送付しました。まだ提出されていない方は、お忘れなくご提出ください。ご不明な点がございましたら、問合先までご連絡ください。

なお、この確認書ではなく、「住民税非課税世帯物価高騰対策給付金の支給のお知らせ」が届いた方は、令和6年1月30日(火)に口座振込により支給しました。

令和5年度の住民税が非課税の世帯でも申請が必要な場合があります

令和5年度住民税均等割が非課税の世帯で、世帯の中に令和5年1月2日以降にあま市へ転入した方がいる場合は、申請書により手続きが必要です。

申請書及び添付書類を社会福祉課までお持ちいただくか、郵送でご提出ください。申請書は社会福祉課でお渡しするほか、コールセンターへ郵送送付をお申し出いただくか、市公式ウェブサイトからダウンロードすることができます。

【添付書類】

- 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなどの写し)
- 令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する非課税証明書
- 振込先口座の番号や名義人がわかるもの(預金通帳またはキャッシュカードの写し)

本給付金の概要

給付対象世帯：基準日(令和5年12月1日)において、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯

※ただし、住民税が課税されている方の扶養親族のみからなる世帯のほか、令和5年1月2日以降に日本へ初めて入国した方がいる世帯は対象となりません。

支 給 額：1世帯あたり7万円(1回限り)

支 給 時 期：手続が完了してから4週間程度

申 請 期 限：令和6年3月31日(日)まで(当日消印有効)

問 合 先：物価高騰対策給付金コールセンター

☎0120・313・317

